

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
高知県議会告示	
高知県教育委員会告示	
高知県警察本部告示	
◎技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正 (行政管理課)	1
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	5
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	5
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	7

規 則

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第51号

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成3年高知県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第12条第1項」を「第12条第1項前段」に改め、同条第2項中「第12条第1項」を「第12条第1項後段」に改める。

第8条第2項第1号イ中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

別記第2号様式中「㊞」を削る。

別記第3号様式中「㊟」を削る。

別記第4号様式から別記第6号様式までの規定中「㊞」を削

る。

別記第7号様式中「㊟」を削る。

別記第8号様式中「㊞」を削る。

別記第9号様式中「㊟」を削る。

別記第10号様式中「㊞」を削る。

別記第11号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

告 示
議 会 告 示
教 育 委 員 会 告 示
警 察 本 部 告 示

高知県告示第917号

高知県議会告示第1号

高知県教育委員会告示第4号

高知県警察本部告示第2号

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則

高知
高知
高知
高知

（昭和32年10月）

県告示第645号

県議会議長告示第1号

県教育委員会告示第30号

県警察本部告示第1号

令和4年12月27日

の一部を次のように改正する。

高知県知事	濱田 省司
高知県議会議長	明神 健夫
高知県教育長	長岡 幹泰
高知県警察本部長	江口 寛章

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

技能職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	133,300	183,200	204,000	251,300
	2	134,200	184,600	205,400	252,600
	3	135,200	185,900	206,600	254,000
	4	136,100	187,300	207,900	255,200
	5	137,100	188,700	209,100	256,200
	6	138,100	190,200	210,400	257,200
	7	139,100	191,600	211,800	258,500
	8	140,100	193,000	213,300	259,600
	9	140,900	194,300	214,600	260,500
	10	141,900	195,500	216,100	261,800
	11	142,900	196,700	217,500	263,100
	12	144,000	197,900	219,000	264,300
	13	144,800	199,200	220,200	265,200
	14	145,800	200,000	221,800	266,300
	15	146,800	201,100	223,200	267,500
	16	147,800	202,300	224,900	268,500
	17	148,900	203,300	226,200	269,500
	18	150,100	204,300	227,400	270,400
	19	151,300	205,200	228,400	271,600
	20	152,500	206,100	229,500	272,600
	21	153,600	206,900	230,600	273,400
	22	154,700	207,900	232,000	274,500
	23	155,900	208,900	233,400	275,600
	24	157,000	210,000	234,800	276,600
	25	158,200	211,100	236,000	277,700
	26	159,600	212,300	237,300	278,800
	27	161,000	213,400	238,600	279,900
	28	162,500	214,500	239,800	281,000
	29	163,800	215,600	240,800	281,900
	30	165,300	216,700	242,000	283,000
	31	166,700	217,800	243,300	284,100
	32	168,200	218,900	244,300	285,200
	33	169,600	219,300	245,200	286,000
34	171,200	220,600	246,300	287,100	

35	173,000	221,700	247,700	288,200
36	174,800	222,800	248,900	289,200
37	176,400	223,500	250,000	289,900
38	178,000	224,600	251,400	290,800
39	179,500	225,800	252,800	291,700
40	181,100	226,800	254,100	292,500
41	182,700	227,600	255,100	293,400
42	184,100	228,400	256,300	294,400
43	185,400	229,600	257,600	295,400
44	186,700	230,500	258,800	296,400
45	188,000	231,400	259,700	297,200
46	189,400	232,600	260,600	298,100
47	190,700	233,800	261,800	299,000
48	192,000	234,900	262,800	299,900
49	193,200	235,900	263,900	300,800
50	194,100	237,000	265,100	301,700
51	195,300	238,200	266,300	302,600
52	196,300	239,300	267,300	303,500
53	197,300	240,300	268,400	304,300
54	198,200	241,000	269,600	305,100
55	199,200	242,000	270,800	305,900
56	200,200	242,800	272,000	306,700
57	201,100	243,700	272,800	307,500
58	202,100	244,700	273,900	308,300
59	202,900	245,700	275,000	309,100
60	204,000	246,600	276,100	309,900
61	204,900	247,600	277,100	310,500
62	205,700	248,500	278,200	311,200
63	206,400	249,400	279,300	311,900
64	207,100	250,300	280,300	312,600
65	207,700	251,100	281,200	313,300
66	208,300	251,900	282,000	313,900
67	208,900	252,700	282,800	314,500
68	209,400	253,500	283,500	315,100
69	209,600	254,200	284,400	315,800
70	209,900	254,800	285,200	316,300
71	210,200	255,400	286,000	316,800
72	210,500	255,900	286,800	317,300
73	210,700	256,200	287,700	317,600
74	211,200	256,600	288,500	318,100

75	211,800	257,100	289,300	318,600
76	212,300	257,400	290,100	319,100
77	212,500	258,000	290,900	319,400
78	212,700	258,500	291,500	319,800
79	213,300	259,000	292,100	320,200
80	213,700	259,500	292,700	320,600
81	214,100	259,900	293,200	321,100
82	214,800	260,200	293,800	321,500
83	215,500	260,500	294,400	321,900
84	216,100	260,800	295,000	322,300
85	216,600	261,200	295,500	322,700
86	217,200	261,600	296,100	323,100
87	217,900	262,000	296,700	323,500
88	218,500	262,400	297,300	323,900
89	218,900	262,600	297,700	324,200
90	219,200	263,000	298,200	324,600
91	219,800	263,400	298,700	325,000
92	220,200	263,800	299,200	325,400
93	220,500	264,200	299,700	325,700
94	221,000	264,600	300,200	326,100
95	221,500	265,000	300,700	326,500
96	221,900	265,400	301,200	326,900
97	222,500	265,600	301,600	327,200
98	223,000	265,900	302,100	327,600
99	223,500	266,100	302,600	328,000
100	224,000	266,400	303,100	328,400
101	224,400	266,800	303,500	328,700
102	225,000	267,000	303,900	
103	225,600	267,300	304,300	
104	226,200	267,600	304,700	
105	226,500	267,900	305,100	
106	227,000	268,200	305,500	
107	227,500	268,500	305,900	
108	227,900	268,800	306,300	
109	228,100	269,100	306,700	
110	228,500	269,400	307,100	
111	229,000	269,700	307,500	
112	229,300	270,000	307,900	
113	229,800	270,300	308,200	
114	230,300	270,600	308,600	

115	230,800	270,900	309,000	
116	231,300	271,200	309,400	
117	231,700	271,500	309,700	
118	232,100	271,800	310,100	
119	232,500	272,100	310,500	
120	232,900	272,400	310,900	
121	233,300	272,600	311,200	
122		272,900	311,600	
123		273,200	312,000	
124		273,500	312,400	
125		273,700	312,600	
126		273,900	313,000	
127		274,200	313,400	
128		274,500	313,800	
129		274,700	314,000	
130		274,900	314,400	
131		275,200	314,800	
132		275,500	315,200	
133		275,700	315,400	
134		275,900		
135		276,200		
136		276,500		
137		276,700		
再任用職員	192,900	204,200	226,400	247,700

別表第3の2中

42	41
42	42
43	42
43	42
44	43
44	43
45	43
45	44
46	44
46	44
47	45
47	45
48	46
48	46
49	47
49	47
50	48
50	48
51	49
51	49
52	50
52	50

を に、

53	51
53	51
53	52
54	52
54	53
54	53
55	54
55	54
55	55
55	55
56	55

26	25
27	26
28	26
29	27
30	27
31	28
32	28
33	29
33	30
34	31
34	32
35	33

を に、

35	34
36	35

58	57
58	58
59	58
59	58
60	59
60	59
61	59
61	60
61	60
62	60
62	61
62	61
63	61
63	62
63	62
64	62
64	63
64	63
65	63
65	64

を に改める。

65	64
65	64
66	65
66	65
66	65
66	66
67	66
67	66
67	67
67	67
68	67

附 則

(施行期日等)

- この就業規則は、令和4年12月27日から施行し、この就業規則による改正後の技能職員の給与及び旅費に関する就業規則(次項において「改正後の就業規則」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。
(内払)
- 改正後の就業規則の規定を適用する場合には、この就業規則による改正前の技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の就業規則の規定による給与の内払とみなす。
(雑則)
- この就業規則に定めるもののほか、この就業規則の施行に関し必要な事項は、一般職員の例による。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第27号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則
職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第5の4の表中「6,300円」を「6,400円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

~~~~~  
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第28号

**職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年高知県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第31の1の表中

|    |    |
|----|----|
| 22 | 21 |
| 23 | 22 |
| 24 | 22 |
| 25 | 23 |
| 25 | 23 |
| 25 | 24 |
| 26 | 24 |
| 26 | 25 |
| 26 | 25 |
| 27 | 26 |
| 27 | 26 |
| 27 | 27 |
| 28 | 27 |

|    |    |
|----|----|
| 30 | 29 |
| 30 | 30 |
| 31 | 30 |
| 31 | 30 |
| 32 | 31 |
| 32 | 31 |
| 33 | 31 |
| 33 | 32 |
| 34 | 32 |
| 34 | 32 |
| 35 | 33 |
| 35 | 33 |
| 36 | 34 |
| 36 | 34 |
| 37 | 35 |
| 37 | 35 |
| 37 | 36 |
| 38 | 36 |
| 38 | 37 |
| 38 | 37 |
| 39 | 38 |
| 39 | 38 |

を に改め、同表の4の表中

|    |    |
|----|----|
| 30 | 29 |
| 30 | 30 |
| 31 | 30 |
| 31 | 30 |
| 32 | 31 |
| 32 | 31 |
| 33 | 31 |
| 33 | 32 |
| 34 | 32 |
| 34 | 32 |
| 35 | 33 |
| 35 | 33 |
| 36 | 34 |
| 36 | 34 |
| 37 | 35 |
| 37 | 35 |
| 37 | 36 |
| 38 | 36 |
| 38 | 37 |
| 38 | 37 |
| 39 | 38 |
| 39 | 38 |

を

に、

|    |    |
|----|----|
| 39 | 39 |
| 40 | 39 |
| 41 | 41 |
| 42 | 41 |
| 42 | 42 |
| 43 | 42 |
| 43 | 42 |
| 44 | 43 |
| 44 | 43 |
| 45 | 43 |
| 54 | 53 |
| 55 | 54 |
| 56 | 54 |
| 57 | 55 |
| 57 | 55 |
| 58 | 56 |
| 58 | 56 |
| 59 | 57 |
| 59 | 57 |
| 60 | 58 |
| 60 | 58 |

を

に改め、同表の7の表中

を

に改める。

|    |    |
|----|----|
| 61 | 59 |
| 61 | 59 |
| 61 | 60 |
| 62 | 60 |
| 62 | 61 |
| 62 | 61 |
| 63 | 62 |
| 63 | 62 |
| 63 | 63 |
| 64 | 63 |

**附 則**

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 令和4年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 施行日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

~~~~~  
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第29号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「100分の100.5以上100分の165以下」を「100分の105.5以上100分の175以下」に、「100分の124.5以上100分の205以下」を「100分の129.5以上100分の215以下」に改め、同項第2号中「100分の90以上100分の100.5未満」を「100分の95以上100分の105.5未満」に、「100分の111以上100分の124.5未満」を「100分の116以上100分の129.5未満」に改め、同項第3号中「100分の79.5」を「100分の84.5」に、「100分の99.5」を「100分の104.5」に改め、同項第4号中「100分の72」を「100分の77」に、「100分の91」を「100分の96」に改める。

第13条の2第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の43.2以上（特定幹部職員にあっては、100分の53.2以上）、12月に支給する場合には100分の43.3以上」を「100分の45.8以上」に、「100分の53.3」を「100分の55.8」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の39.7（特定幹部職員にあっては、100分の49.7）、12月に支給する場合には100分の39.8」を「100分の42.3」に、「100分の49.8」を「100分の52.3」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の37.7以下（特定幹部職員にあっては、100分の47.7以下）、12月に支給する場合には100分の37.8以下」を「100分の40.3以下」に、「100分の47.8」を「100分の50.3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和4年12月1日から適用する。